

# 令和 7 年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について

## 【事業計画】

地域包括支援センターでは、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における介護予防ケアマネジメント事業及び地域リハビリテーション活動支援事業、包括的支援事業（総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）、包括的支援事業の重点事業（認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業）並びに指定介護予防支援事業を実施する。

令和7年5月1日から法典地域包括支援センター藤原サブセンターを新たに設置する。

また、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑な運営を図るために地域包括支援センター運営協議会を設置している。

## 1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

### （1）介護予防ケアマネジメント事業（第 1 号介護予防支援事業）

要支援1、2と認定された者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防事業など、要支援者等の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

### （2）地域リハビリテーション活動支援事業（介護予防ケアマネジメント）

介護予防ケアマネジメントにおいて、心身機能を正しく評価した上で、対象者のニーズに合わせた適切かつ多様なサービスの提供によって、地域とのつながりを維持するなど、自立支援に資するケアマネジメントの強化を図ることを目的とし、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職が介護支援専門員の居宅訪問時に同行し、自立支援に資する必要な助言等を行う。

令和 7 年度は前年同様市内の居宅介護支援事業所も対象にして実施する。

また、介護支援専門員、サービス提供事業所等の専門職を対象に、自立支援ケアマネジメントの推進を図る研修会を開催する。

## 2. 包括的支援事業

### （1）総合相談支援事業

#### ①総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

#### ②在宅介護支援センター運営事業

在宅介護支援センターは、市内に 15 か所委託により設置しており、地域包括支援センターの「協働機関」として、地域における身近な相談窓口としての役割を担っている。

地域における個別支援の連携拠点として、地域包括支援センターや民生委員をはじめ、地域の関係機関と密接な連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう必要な支援を行う。

また、地域ケア会議の事務局として、個別ケア会議を通じた個別支援の充実並びに全体会議を通じた地域課題の抽出及び課題解決に向けた取り組みを行う。

### ③相談協力員研修事業

地域ボランティアを含め、民生委員等が担う地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談協力員を対象に、高齢者虐待防止や認知症の支援等に関する研修を開催（年1回）する。

### ④介護者向け講習会

要介護者等を介護する家族を対象に、在宅介護の知識や心構え、具体的な介助の方法などを習得してもらい、在宅で安全に安心して暮らしていただけるよう、介護力の向上及び介護負担の軽減を図ることを目的に、講習会を開催する。

令和7年度は、西部、東部、南部で1か所ずつ、計3回実施する。

## （2）権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

### ①高齢者虐待防止関係

高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応・再発防止を図るために、高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会及び同担当者会議を開催し、関係機関及び関係団体との連携を強化する。

また、同運営委員会は、認知症初期集中支援チーム検討委員会としての機能も有している。

高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会は年1回、高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議は年6回開催予定である。

さらに、職員を対象とした高齢者虐待防止研修会を開催する。

なお、介護者による虐待を受けている高齢者及び身元引受者が見つからない徘徊高齢者を一時的に保護するため、高齢者緊急ショートステイネットワーク事業を実施する。

### ②成年後見制度の活用促進

認知症高齢者で成年後見制度の申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。

## （3）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う。

船橋市介護支援専門員協議会との共催により介護支援専門員研修を2回開催する。

また、主任介護支援専門員を対象とした実践的な事例検討会を圏域ごとに5回開催し、知識や能力を高め、主任介護支援専門員同士のネットワーク構築及び介護支援専門員が主体的に利用者への援助を行うことが出来るよう支援を行う。

## （4）認知症総合支援事業

認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援を行うとともに、認知症の人又はその疑いのある人に対する総合的な支援を行う。

### ①認知症初期集中支援チーム

認知症の早期発見・早期対応のために、認知症の疑われる人やその家族を訪問し、医師の指導の下、地域包括支援センターの保健師等、複数の専門職が専門性を活かしながら、チームとして支援する。

平成 30 年度より、市内 5 圏域の各直営包括内にチームを設置する体制となったが、令和 3 年度より市内 5 チームを高齢者人口で 2 グループに分けて、それぞれのグループにチーム医（専門医）を配置している。

チーム員会議の開催は、各グループで月 1 回の開催とし、緊急案件等の対応として臨時会を最大 5 回開催する。

### ②認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、関係機関との連携支援や、認知症に関する事業の企画立案等を行う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに兼務で配置する。

各地区で開催する認知症高齢者徘徊模擬訓練の企画立案や側面支援、また、認知症カフェの立ち上げ支援や継続支援を行い「認知症の人にやさしい船橋」の実現を目指す。

### ③認知症高齢者徘徊模擬訓練

地域の見守りと支え合い体制の推進を図るため、平成 28 年度より各地区コミュニティ単位等で、徘徊模擬訓練を実施している。

令和 7 年度も引き続き、各地域包括支援センターに配置をしている認知症地域支援推進員が中心となり地域に呼びかけを行い、町会・自治会等より開催希望があった場合には、のぼり旗、ビブス等の必要物品等の貸与や、認知症地域支援推進員による徘徊模擬訓練の企画立案などの側面支援を行っていく。

## (5) 地域ケア会議推進事業

### ①地域ケア会議を主体とした講演会等の開催

地域づくりの一環として、また地域ケア会議の普及啓発を目的として、地域ケア会議が主体となり講演会等を開催する。

### ②自立支援ケアマネジメント検討会議

理学療法士、薬剤師等の専門職で構成される自立支援ケアマネジメント検討会議において、多職種の視点からケアマネジャーに助言をすることにより、介護予防ケアマネジメント力の向上を図り、介護予防ケアプランの自立支援強化及び利用者の QOL（生活の質）の向上につなげる。令和 4 年度より、助言者として生活支援コーディネーターが参加をしている。

なお、リハビリテーション専門職の同行訪問事業（介護予防・日常生活支援総合事業における地域リハビリテーション活動支援事業）と連動させて事業を実施する。いずれの事業も市内の居宅介護支援事業所も対象に実施する。

## 3. 指定介護予防支援事業

要支援 1、2 と認定された者に対する介護予防支援を行う。また、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する。

なお、ケアマネジメント委託料は 1 件につき 1 か月 4,791 円、初回加算分は 3,252 円、委託連携加算 3,252 円であり、これは介護報酬と同額である。

## 【収支予算】

地域包括支援センターにおける包括的支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に係る予算は、一般会計と介護保険事業特別会計の2つの会計区分で計上している。

包括的支援事業のうち重層的支援体制整備事業\*にあたる事業に係る予算は一般会計で計上し、一般会計ではその他に市直営の地域包括支援センター5か所の運営費、総務費及び指定介護予防支援事業に係る経費等を計上している。

また、包括的支援事業のうち任意事業にあたる事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に係る予算は介護保険事業特別会計で計上している。

人件費については、常勤職員の人件費にあたる「一般職人件費」と非常勤職員の人件費にあたる「会計年度任用職員報酬」があり、担当する事業ごとの会計区分で計上している。

\*重層的支援体制整備事業…地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が実施する包括的な支援体制を整備することを目的とした事業。  
船橋市では令和5年度から実施している。

### 1. 一般会計(重層的支援体制整備事業)

#### (1) 歳入予算額

(単位：千円)

名称		R6 年度	R7 年度	増減率
包括的支援事業（重層的支援体制整備事業）				
国庫支出金	重層的支援体制整備事業交付金	246,413	254,665	3.35%
県支出金	重層的支援体制整備事業交付金	123,205	127,333	3.35%
繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	147,206	152,219	3.41%
一般財源		123,205	127,332	3.35%
雇用保険料		153	132	▲1.37%
合 計		640,182	661,681	0.34%

#### (2) 歳出予算額

事業名	R6 年度	R7 年度	増減率
包括的支援事業（重層的支援体制整備事業）			
一般職人件費	146,961	135,882	▲7.54%
会計年度任用職員報酬	42,742	39,811	▲6.86%
在宅介護支援センター運営事業	93,983	97,332	3.56%
地域包括支援センター運営協議会	516	517	0.19%
総合相談・権利擁護事業	1,176	1,203	2.30%
包括的・継続的マネジメント事業	238	235	▲1.26%
地域包括支援センター委託事業費	345,134	376,781	9.17%
高齢者実態把握委託事業費	9,432	9,920	5.17%
合 計	640,182	661,681	0.34%

## 2. 一般会計（民生費）

### （1）歳入予算額

（単位：千円）

名称	R6年度	R7年度	増減率
介護報酬（介護予防支援費）	42,868千円	42,628千円	▲0.56%

### （2）歳出予算額及び財源

事業名	R6年度	R7年度	増減率
地域包括支援センター運営事業…①	16,477千円	13,763千円	▲16.47%
指定介護予防支援事業…②	25,097千円	21,977千円	▲12.43%

①地域包括ケア推進課の庶務的経費を含む。

②指定介護予防支援事業のケアプラン作成に係る委託料。

## 3. 介護保険事業特別会計（地域支援事業のうち総合事業及び包括的支援事業（任意事業））

### （1）歳入予算額

（単位：千円）

名称		R6年度	R7年度	増減率
<b>総合事業</b>				
介護保険料	保険料	69,001	72,588	4.29%
国庫支出金	地域支援事業支援交付金	84,929	88,979	4.77%
	保険者機能強化推進交付金	14,384	14,776	2.73%
支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	94,675	99,192	4.77%
県支出金	地域支援事業支援交付金	43,832	45,922	4.77%
繰入金	財政調整基金繰入金	0	0	0%
諸収入	会計年度任用職員等雇用保険料	240	244	1.67%
	介護予防ケアマネジメント作成料	42,110	42,251	0.33%
一般財源		43,832	45,922	4.77%
<b>小計(A)</b>		<b>393,003</b>	<b>409,874</b>	<b>4.29%</b>
<b>包括的支援事業（任意事業）</b>				
介護保険料	保険料	1,075	1,063	▲1.12%
国庫支出金	地域支援事業支援交付金	2,190	2,154	▲1.64%
	保険者機能強化推進交付金	233	224	▲3.86%
県支出金	地域支援事業支援交付金	1,095	1,077	▲1.64%
繰入金	財政調整基金繰入金	0	0	0%
一般財源		1,095	1,076	▲1.74%
<b>小計(B)</b>		<b>5,688</b>	<b>5,594</b>	<b>▲0.17%</b>
<b>合計(A+B)</b>		<b>398,691</b>	<b>415,468</b>	<b>1.04%</b>

※ 介護予防ケアマネジメント作成料は、直営の地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントに係るプラン作成料で、直営作成分も含め全ての委託料を国保連合会に計上する必要があり、その直営作成分が市の歳入となるため生じる。

**(2) 歳出予算額**

(単位：千円)

事業名	R6 年度	R7 年度	増減率
<b>介護予防・生活支援サービス事業</b>			
一般職人件費	42,400	43,920	3.58%
会計年度任用職員報酬	50,053	52,682	5.25%
介護予防ケアマネジメント事業費	299,594	312,453	4.29%
<b>小計(A)</b>	<b>392,047</b>	<b>409,055</b>	<b>4.34%</b>
<b>一般介護予防事業</b>			
地域リハビリテーション活動支援事業	956	819	▲14.33%
<b>小計(B)</b>	<b>956</b>	<b>819</b>	<b>▲14.33%</b>
<b>包括的支援事業(任意事業)</b>			
地域ケア会議事業費	2,322	2,222	▲4.31%
認知症初期集中支援チーム事業費	1,425	1,425	0%
認知症地域支援推進事業費	1,941	1,947	0.31%
<b>小計(C)</b>	<b>5,688</b>	<b>5,594</b>	<b>▲0.17%</b>
<b>合計(A+B+C)</b>	<b>398,691</b>	<b>415,468</b>	<b>1.04%</b>